

天川村契約規則抜粋

(指名競争入札の入札保証金等)

第16条 第4条から第11条まで及び第13条の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。
この場合第6条中「令第167条の5」とあるのは、「令第167条の11」と読みかえるものとする。

本入札には入札保証金が必要です。

(一般競争入札の入札保証金)

第4条 令第167条の7第1項の規定による入札保証金は、その見積価格の100分の5以上とし現金をもって納付させなければならない。

2 令第167条の7第2項の規定により、村長が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。

- (1) 金融債
- (2) 事業債
- (3) 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
(担保の価値)

第5条 前条第2項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 国債、地方債、金融債、事業債 額面金額
- (2) 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手 小切手金額

下記の場合入札保証金が免除されます。

(一般競争入札の入札保証金の免除)

第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 令第167条の5に規定する資格を有する者で過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

平成 28 年度又は 29 年度において国、都道府県、市町村と締結した種類（建築）及び規模（金額）をほぼ同じくする契約書（写）を入札時に提出の場合

(仮契約)

第 20 条 契約の締結について議会の議決を要する場合にあつては、あらかじめ仮契約書を作成しておくことができる。

(契約保証金)

第 21 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金は、その契約金額の 100 分の 10 以上とし現金をもって納付させなければならない。

2 第 4 条第 2 項、第 5 条及び第 7 条の規定は、前項の規定による契約保証金の納付について、これを準用する。

(契約保証金の免除)

第 22 条 前条第 1 項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本村を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 令第 167 条の 5 又は第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(契約保証金の還付等)

第 23 条 第 21 条第 1 項の契約保証金は、契約の相手方がその義務を完全に履行したとき還付しなければならない。ただし、かし担保契約の特約があるときは、当該かし担保契約義務の終了まで、その全部又は一部を留保することができる。